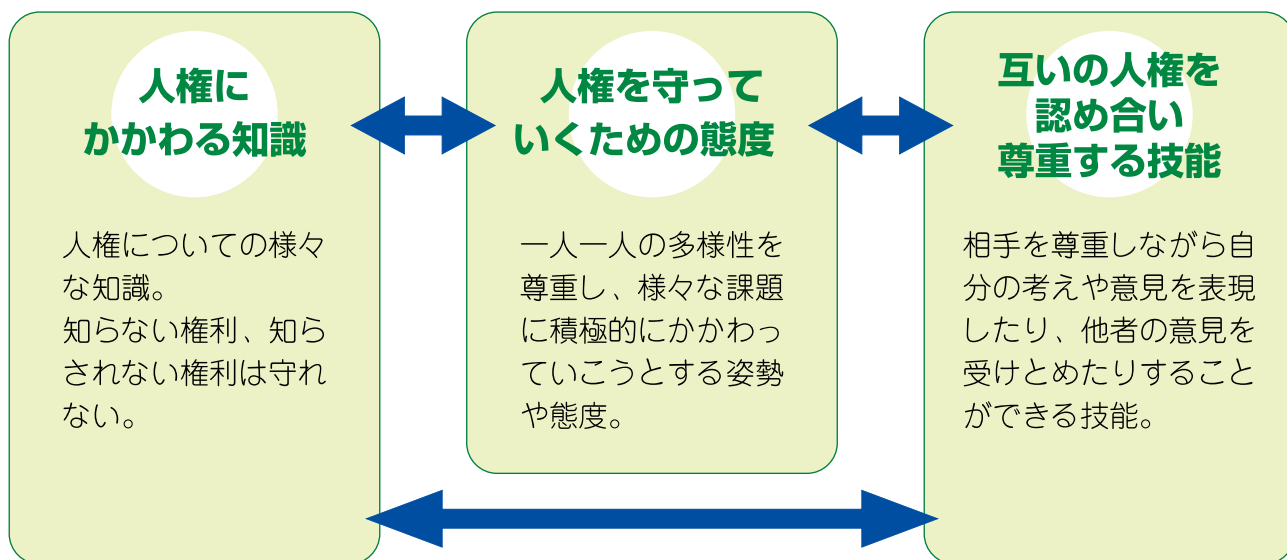


私たちが身に付けたい“力”

私たち一人一人が、人権についての正しい知識や認識をもつことが大切です。また、それを具体的な行動につなぐための態度や技能を身に付けることが必要になります。このような「**知識、態度、技能**」は、様々な立場の人との交流や人権を大切にする活動などにより培われ、豊かな人間関係づくりへとつながるものです。



この技能や態度を培う基礎となるものが「**自分を大切に思う気持ち**」であり、他者の思いや願いを敏感にとらえることのできる「**他者を大切に思う気持ち**」です。

情報モラルを身につけよう



皆さんが日々、何気なく使っている携帯電話やパソコン。

高度情報化には、様々な情報を瞬時に得ること、発信することができ、その場にいながらにして社会とつながることができるプラス面と、匿名性を悪用した様々な犯罪や人権侵害に巻き込まれてしまうなどのマイナス面があります。近頃、特に携帯電話からのインターネットの使用により、その利便性や手軽さも手伝って、簡単にいじめや人権侵害に加担してしまうというケースは、このマイナスの面がはっきり現れた形だといえます。**実名もしくは誰であるかを特定できるような形で人を誹謗中傷し、人権を侵害することは、絶対に許されません。**

インターネットの世界では、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる可能性があります。したがって、私たちは、早急にインターネットを使用するときのルールやマナーを身につけ、情報モラルを確立する必要があります。**携帯電話やパソコンの画面の向こうにいるのは、自分と同じ尊厳をもつ「人」であることを常に意識し、人権を守るという強い意志と、相手を思いやる心を忘れないようにしなければなりません。**



よりよい関係を築くために

“今すぐ消せ！”?? これって、愛情？それとも…

《考えてみましょう》 交際中の若いカップルが、次のような会話をしています。

マ リ 「あっ、メールや。」
ゆうき 「誰から？ ちょっと見せて。」
マ リ 「えっ！」
(ゆうきがマリの携帯電話を無理やり取り上げて、メールの相手を確認める。)
ゆうき 「男からやないか！ こいつのアドレス、今すぐ消せよ。」
マ リ 「何で？ ただの友だちやで。」
ゆうき 「ただの友だちでもあかん！ 今すぐ消せ！」
マ リ 「・・・」

◆この時、マリはどんな気持ちになったと思いますか。

◆あなたがマリなら、この後どのように対応すると思いますか。

◆マリとゆうきのセリフを入れ替えて、ゆうきに女友だちからのメールが届く場面を考えてみましょう。

“デートDV”について知っていますか？

デートDV…。みなさんには聞き慣れない言葉かもしれませんが。DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人などの間で起こる暴力のことです。その中で、交際中の相手から受ける暴力のことをデートDVといいます。「暴力」の中には、なぐる、けるだけでなく言葉の暴力や、態度で精神的に追い詰めたりすることも含まれます。これらは、深刻な人権侵害です。

DVが起こる背景の一つには、男性は少しくらい強引な方がよいとか、女性はおとなしい方がかわいいなどの意識があると言われています。また、暴力を容認する感覚もDVをもたらす要因の一つといえるでしょう。

こうした意識と、恋愛によって生まれる、相手を自分だけのものにしたいという気持ちの上に暴力が結びついて、デートDVが起こるといえます。

●「携帯電話のメールや履歴を勝手に見られた」

→ 約6人に1人

女性に対する暴力に関するシンポジウム企画委員会
：「若い世代における『恋人からの暴力』に関する調査」H19

●「交際相手から何らかの暴力にあたる行為を受けた経験がある」

→ 約10人に1人

内閣府：「男女間における暴力に関する調査」H20

いい関係を築こう

二人のどちらかが、相手の言動についてこわいと思ったり、束縛されていると感じたら、もうデートDVは始まっているのかもしれません。

お互いに居心地のいい関係を築くためには、相手のことを尊重する気持ちを忘れず、普段から自分の気持ちを話せる、相談できるといった信頼関係が大切なのではないのでしょうか。



どこが問題なのでしょう？

次のA～Dについて、どこが問題なのか話し合ってみましょう

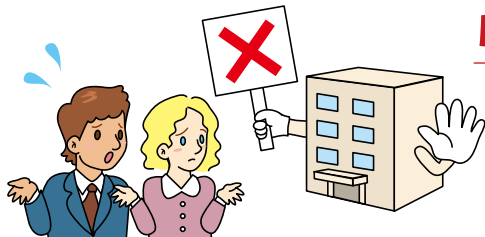
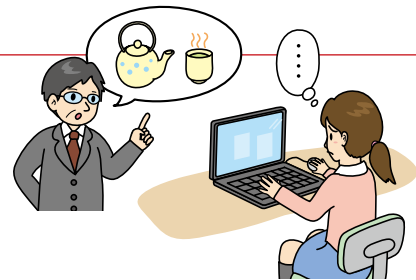
A なぜ、私を呼ぶの？

誰もが一生懸命に仕事をしているとき、
私が上司に呼ばれました。

女性 「はい、何でしょうか。」

上司 「ちょっとすまないが、お茶入れてきてくれる？」

女性 「・・・」

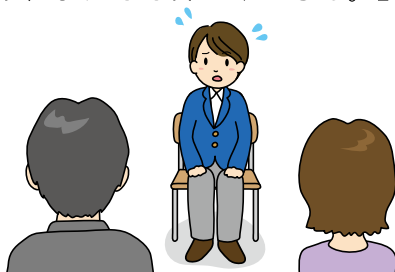
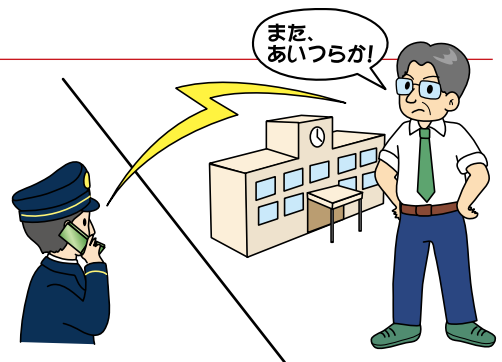


B 住宅情報はいっぱいあるのに

ある商社に勤める外国人が転勤になり、
日本で住むところを探していました。
いくら物件を探してもなかなか決まりません。
なぜなのかな。

C 「また、あいつらが！」

以前、〇〇部の生徒が学校でいたずらをして、
ひどく叱られたことがありました。
ある日、〇〇部の別の生徒が、
駅でもめている高校生たちを見かねて仲裁に入りました。
そして、駅員が学校に通報しました。
その連絡を受けた先生が言いました。
「えっ、また〇〇部のやつらが。」



D 就職試験の面接で

面接官 「ご両親は健在ですか。」
「お住まいは駅からどちらの方向ですか。」
「ご兄弟は何人ですか。」
受験者 「えっ・・・」

奈良県での人権教育はどのように進められてきたのでしょうか

我が国では、「日本国憲法」や「教育基本法」などにより、すべての子どもの教育を受ける権利が保障されています。しかし、昭和20年代、部落差別などの様々な差別のため、教育を受ける権利が保障されず、“学校に行きたくても行けない”子どもが多くいました。奈良県における同和教育は、このような子どもたちに教育を保障する取組から始まりました。その後、様々な施策や多くの人々の努力により、この取組はすべての学校や地域に広まり、その結果、差別のために学校に行けない子どもも、ほとんどいなくなりました。

一人一人の個性や能力が発揮できる社会づくりと、だれもが安心して学ぶことのできる学校づくりの取組は、このように長い年月をかけて人権教育の推進を通して実を結んできました。

人権にかかわる歩みは一朝一夕に進んだものではありません。次ページにある「人権の木」をもとに、どのような人権に関係する法律等が定められ、それがどのような内容であるのか調べてみましょう。



ひかりちゃん



てんいち先生

THE TREE OF HUMAN RIGHTS

(人権の木)

